

事例番号：250020

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度

原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

経産婦。妊娠40週1日、妊産婦は陣痛を主訴に搬送元分娩機関を受診し、入院となった。入院時、トイレで多量の性器出血がみられた。医師の診察でも持続する多量の性器出血を認め、胎児心拍は徐脈を呈していた。医師は常位胎盤早期剥離を疑い、救急車に医師と准看護師が同乗し当該分娩機関へ母体搬送した。

当該分娩機関到着後、超音波断層法では、明らかな胎盤後血腫、胎盤肥厚は認められなかったが、胎児徐脈は持続し、多量の性器出血と血塊排泄がみられた。医師は、常位胎盤早期剥離の診断で緊急帝王切開を決定し、児を娩出した。胎盤付着面上方1/3に血腫が付着していた。

児の在胎週数は40週1日、体重は3500g台であった。アプガースコアは、生後1分1点、5分2点であった。気管挿管、バッグ・マスクによる人工呼吸等の蘇生が行われ、NICUに入室となった。

NICUに入室後、人工呼吸器が装着され、生後26分に自発呼吸が認められた。生後66分の血液ガス分析値（動脈血か静脈血か不明）は、pH7.18、BE-18.6mmol/Lであった。頭部超音波断層法では、明らかな出血は認めず、脳室周囲高エコー輝度は両側ともI~II°であった。生後8日の頭部超音波断層法では、全体にhigh echoの部分が多い印

象であった。生後28日の頭部CTでは、明らかな出血や橋、延髄には異常は認められないが、両側前頭葉を中心とした大脳白質、および基底核、視床にはほぼ左右対称性に脳脊髄液と同等の低吸収域が認められ、重症仮死に伴う多嚢胞性脳軟化の所見と考えられた。

本事例は、診療所から病院へ母体搬送された事例であり、搬送元分娩機関では、産婦人科専門医2名と、准看護師2名が関わった。当該分娩機関では、産婦人科専門医1名、産科医2名、小児科医1名と、助産師2名、看護師2名、准看護師1名が関わった。

2. 脳性麻痺発症の原因

本事例における脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による重症胎児低酸素・酸血症と考えられる。常位胎盤早期剥離の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

搬送元分娩機関において妊婦健診で行われた一連の対応は一般的である。妊産婦が陣痛の主訴で入院後、多量の性器出血、胎児徐脈から常位胎盤早期剥離の疑いとして、搬送元分娩機関にて帝王切開をせずに高次医療機関への母体搬送を行ったことは一般的である。搬送元分娩機関の医師、准看護師がともに救急車に同乗し搬送したことは医学的妥当性がある。当該分娩機関に到着後、直ちに常位胎盤早期剥離の診断で緊急帝王切開を決定し手術室入室させたことは一般的である。産科医が脊椎麻酔を施行し、手術決定から手術開始までに40分間を要したが、麻酔科医の立ち会いがない状況をふまえると選択肢としてありうる。出生後の蘇生処置に関して、診療録に時系列詳細記載がないことは一般的でない。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

特になし。

(2) 当該分娩機関

臍帯動脈血ガス分析について

臍帯動脈血ガス分析を行うことにより、分娩前の胎児低酸素症の状態を推定することが可能となるため、児が仮死で出生した際は臍帯動脈血ガス分析を行うことが望まれる。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

特になし。

(2) 当該分娩機関

ア. 診療録の記載について

本事例においては、出生後の蘇生処置の時系列詳細について診療録に記載がなく、新生児蘇生に関する評価ができなかった。新生児蘇生に関する時系列詳細記載は、重要事項であり、非常勤医師といえども記載すること、あるいはそれを看護要員が補助する体制が望まれる。

イ. 緊急時の対応について

周産期母子医療センターとして、救急搬送受け入れの際の帝王切開術までのさらなる時間短縮を目指して、手術の準備、麻酔科医の院内待機など休日夜間診療体制の改善が望まれる。

(3) 搬送元分娩機関および当該分娩機関

院内でカンファレンスや原因分析委員会等での事例検討は行われなかった。本事例のように脳性麻痺などの重篤な結果がもたらされた事例に関しては、院内で事例検討を行い、経験を共有することが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 常位胎盤早期剥離の研究について

常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防方法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

イ. 搬送基準について

常位胎盤早期剥離が発生した場合に、発生した一次分娩機関で帝王切開するのか高次医療機関へ搬送するのか、地域性を考慮した判断基準を策定することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

特になし。